

【今週の注目疾患】

《麻しん（はしか）》

2026年第11週に県内医療機関から8例の届出があり、本年の累計は第11週時点では2016年以降で最多となる16例となった(図1)。

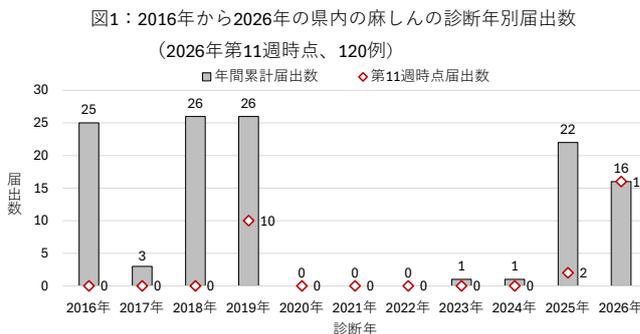
全国では、第10週に東京都で9例、神奈川県で4例、愛知県で2例、長野県及び鹿児島県で各1例の計17例の届出があり、累計100例となった(図2)¹⁾。

また、世界では、2026年1月には7,834例の報告があり、東南アジア及び東アジアでは、ラオス及び中国において100例以上報告されている²⁾。

国内外で届出数が増加しており¹⁻⁴⁾、引き続き発生動向に注意が必要である。

本年に県内医療機関から届出のあった16例の概要は以下のとおり(表)。

年齢は、10代7例(44%)、20代5例(31%)、30代1例(6%)、40代3例(19%)であった。ワクチン接種歴は、なし2例(13%)、1回1例(6%)、2回10例(63%)、不明3例(19%)であった。病型は、麻しん(検査診断例)11例(69%)、修飾麻しん(検査診断例)5例(31%)であった。修飾麻しんの5例は、すべて10代又は20代、かつ2回接種済であった。推定感染地域は、国内9例(56%)、国外4例(25%)、国内又は国外1例(6%)、不明2例(13%)であった。麻しんウイルスの遺伝子型は、検査中及び同定不能の6例を除き、10例全てB3であった。



表：2026年の県内の麻しん症例の概要 (2026年第11週時点)

a 年齢群

	症例数	割合
10代	7	44%
20代	5	31%
30代	1	6%
40代	3	19%

c 病型

	症例数	割合
麻しん(検査診断例)	11	69%
修飾麻しん(検査診断例)	5	31%

b ワクチン接種歴

	症例数	割合
なし	2	13%
1回	1	6%
2回	10	63%
不明	3	19%

d 推定感染地域

	症例数	割合
国内	9	56%
国外	4	25%
国内又は国外	1	6%
不明	2	13%

県民のみなさまへ^{3,5,6)}

第11週に届出があり、他の人に麻しんを感染させてしまう可能性がある期間（感染可能期間）に、不特定多数の方が利用する施設等を利用していただいていたことが判明したので、県及び船橋市では注意喚起のために報道発表を行いました。同じ時間帯に利用された方は、利用した日から21日以内（特に10日前後）は健康状態にご注意いただき、発熱・せき・鼻水・眼球結膜の充血・発しん等の症状がある場合、事前に保健所に連絡の上、指示に従って医療機関を受診してください。受診の際は、周囲へ感染を広げないように、マスクを着用し、公共交通機関等の利用を避けてください。

麻しんの定期予防接種をまだ受けていない方は、早めに予防接種を受けましょう。また、定期接種の対象者だけではなく、麻しんの罹患歴がなく、予防接種歴が明らかでない場合やご自身の免疫が不十分なことが判明した方は、ワクチン接種をご検討ください。

■参考・引用

- 1) 国立健康危機管理研究機構：麻疹 発生動向調査
<https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/idwr/diseases/measles/graph/index.html>
- 2) 世界保健機関（WHO）：Global Measles and Rubella Monthly Update（2026年2月更新）
<https://immunizationdata.who.int/global?topic=Provisional-measles-and-rubella-data&location=>
- 3) 厚生労働省：麻しんについて
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/measles/index.html
- 4) 厚生労働省：麻しん発生報告数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001655886.pdf>
- 5) 千葉県健康福祉部疾病対策課：麻しん（はしか）患者の発生について（令和8年3月13日）
<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/press/2025/260313measle.html>
- 6) 船橋市保健所健康危機対策課：船橋市内における麻しん患者の発生に伴う注意喚起について
<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/001/p145511.html>

【Topics】

《春休みに海外へ渡航される皆様へ》

海外においては、国内では見られない感染症が流行していることがあり、海外滞在中に感染する可能性があります。海外へ渡航する際には、事前に渡航先における感染症の流行状況、現地滞在中の注意点、海外渡航に際し推奨されている予防接種をご確認ください。

また、感染症には、潜伏期間（感染してから発症するまでの期間）が数日から1週間以上と長いものもあり、渡航中や帰国直後に症状がなくても、しばらくしてから具合が悪くなる場合があります。その場合は、医療機関に事前に電話連絡して海外渡航歴があることを伝え、渡航先、滞在期間、現地での飲食状況、渡航先での活動内容、動物との接触の有無、ワクチン接種歴等についてお伝えください^{1,2)}。

■参考・引用

- 1) 厚生労働省：海外へ渡航される皆様へ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index_00003.html
- 2) 厚生労働省検疫所 FORTH：海外へ渡航される皆さまへ!
https://www.forth.go.jp/news/20220722_00001.html